

## ① 京都市旅館業施設建築等指導要綱に基づく手続（建築確認申請を伴う計画の場合）

## (1) 計画の公開 ※ ②の手続を行った計画は適用除外

20日間  
経過後

## 【標識の設置】

- 敷地内の見やすい場所に、計画の概要を記載した標識を設置【様式あり】
- 標識を設置した後、ただちに医療衛生センターに以下の事項を報告すること。  
標識を設置した日、標識を設置した場所、標識を設置した場所の周囲おおむね200mの区域内の見取図、標識を設置した場所及びその周辺状況を示す写真、標識の記載事項を容易に判読することができる写真
- 標識の設置期間は、市長の承認申請を行う20日前から建築確認申請の確認済証の交付を受けるまで【近隣住民等への説明】
- 近隣住民等に対し、計画の概要について説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずること。
- 説明範囲は下図（★）【近隣説明の範囲】のとおり

## (2) 計画の承認申請

## ●添付書類

公開結果報告書（※）、標識を設置している状況を撮影した写真（※）、構造設備の概要、付近見取図、配置図、各階平面図、客室の床面積・寝室面積及び窓面積の算定範囲を示す書類、玄関帳場及びロビーの面積の算定範囲を示す書類、面積及び寸法に係る構造設備基準適合状況確認表、立面図、室内の仕上げを明示した書類、屋外に掲出する広告物の意匠及び形態並びに設置場所を明示した図面、その他市長が必要と認める書類

（※）②の手続を行った場合は、提出不要

## (3) 計画承認通知書の交付

## ② 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に基づく手続

## (1) 協議申請（図面審査）

※ 建築確認申請が必要な場合は、建築確認申請に先立ち、協議申請が必要

## (2) 協議書交付

## (3) 工事

## (4) 完了検査申請（現地検査）

## (5) 検査済証交付

## ③ 京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱に基づく手続

## (1) 京都市と事前協議



## (2) 構想段階に標識設置（次の日より前に設置）

- 建築確認申請の90日前の日
- 建築確認申請が不要な計画は、旅館業法に基づく営業許可申請の50日前の日

## (3) 地域への説明

## (4) 京都市への報告

## ② 建築基準法に基づく手続

## (1) 建築確認申請

※用途変更の場合

## (2) 確認済証の交付

## (3) 工事

※新築、増築等の場合

## (4) 検査済証の交付

## ③ 消防法令に基づく手続

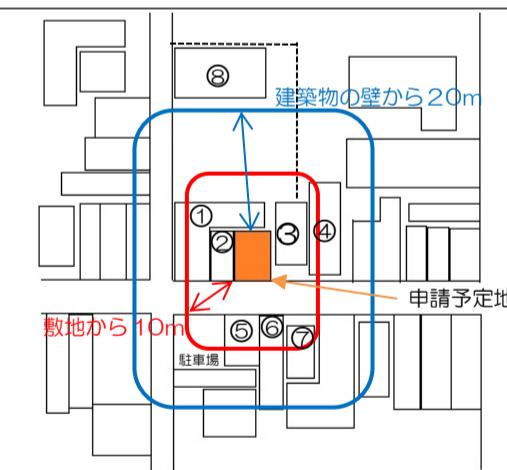
## (1) 消防法令適合通知書交付申請

## (2) 消防法令適合通知書の交付

## （★）【近隣説明の範囲】

- 申請予定施設の敷地から10m範囲内
- 申請予定施設が所在する建築物の外壁から20m範囲内

内



説明の対象は、建物番号①からのまで。

建物番号②の敷地は、申請予定施設の敷地の10m範囲内にあるが、建物番号②の建築物の外壁等が、申請予定施設の建築物の外壁等から20m範囲内にないため、対象外となる。

## 営業者の適正な旅館業の運営に当たる遵守事項

- 玄関帳場等で直接により宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。
- 玄関帳場での面接の際に、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項及び施設の使用方法を説明しなければならない。（必要に応じて外国語を用いる。）
- 周辺住民等からの苦情及び問合せ等、緊急の事態に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならない。
- 施設の外部から見やすい場所に、以下の項目を記載した標識を設置しなければならない。  
【旅館業施設】  
・営業者の氏名（法人にあっては名称）  
・施設の名称  
・営業の種別  
・管理者の連絡先  
・施設外玄関帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置する場合）  
【施設外玄関帳場】  
・施設外玄関帳場である旨  
・管理する施設の名称

## 旅館業法に基づく手続

## ④ 学校等への意見照会（※）照会対象施設の敷地から110m区域の場合

## 意見照会となる対象施設

学校、児童福祉施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館、街区公園等）

## (1) 意見照会に係る書類を提出

## (2) 京都市が学校等へ意見照会を実施・回答受理

## ⑤ 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく手続

## (1) 標識の設置・標識の設置状況の報告

## 【標識の設置】

- 施設又は敷地の見やすい場所に標識を設置【様式あり】
- 旅館業の営業許可申請をしようとする日の20日前から設置

## 【報告事項】

- 標識を設置した後、ただちに医療衛生センターに以下の事項を報告すること。  
標識を設置した日、標識を設置した場所、標識を設置した場所の周囲おおむね200mの区域内の見取図、標識を設置した場所及びその周辺状況を示す写真、標識の記載事項を容易に判読することができる写真

## (2) 近隣住民に説明【(1)と同時期に実施すること】

## 【説明範囲】※左図（★）【近隣説明の範囲】のとおり

## 【説明事項】

※施設の所在地、申請者の氏名・住所・連絡先・申請予定期日、施設の名称  
建物の規模及び構造、施設の面積、客室数、宿泊者の定員、営業開始予定期日  
管理者の氏名・住所・連絡先、説明会に関する情報、

標識に係る問合せに対応する者の連絡先

説明の内容に係る問合せに対応する者の連絡先

宿泊者に対して説明しようとする具体的な内容（ハウスマルルル）

●周辺住民、自治会等から、説明会の開催又は個別の説明などの求めがあれば、真摯に応じること。

標識の記載事項

## (3) 許可申請の際に行う報告・書類の作成

## 【報告内容】

- 標識の設置状況  
標識の設置期間、設置場所、設置状況を示す写真、標識の内容が判読できる写真、標識を設置した場所の変更の有無、標識を設置した場所に変更があった場合は変更後の場所
- 住民説明の状況  
敷地から10m範囲内にある敷地に存する建築物の位置状況を示す図書、説明の相手方が占有する建築物の位置を特定するために必要な情報、説明日時、説明場所、説明の方法、相手方からの意見及びその対応状況
- 廃棄物処理の方法  
申請者が自ら廃棄物処理施設に運搬する場合はその旨、廃棄物の収集運搬を委託する場合は、収集運搬許可業者の氏名
- その他  
當業者が個人であって日本国内に住所を有しない時又は外国法人である場合、選任した代理人の氏名、住所、連絡先、代理権を証する書類、避難通路の最も狭い部分の幅員を確認できる書類（避難通路の最も狭い部分の幅員を明示）、施設の所有者を確認することができる書類、区分所有法の規定により定められた規約、区分所有者による承諾書

## ⑥ 旅館業の営業許可申請

## (1) 旅館業の営業許可申請

## (2) 実地調査

## (3) 営業許可書の交付

## (4) 営業の開始

## ●添付書類

- 営業施設の構造設備を明らかにする図面、  
営業施設の敷地の周囲おおむね200mの区域内の見取図、申請者が法人の場合は定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書、申請者が個人の場合は住民票の写しその他市長が必要と認める図書等
- 申請手数料：52,800円（申請手数料は返還できません。）